

## 8 【受検申請等Q & A】・受検申請書の記入例

**Q 1 令和4年度までに「電気機器組立て職種3級シーケンス制御作業」の学科試験に合格していますが、「シーケンス制御職種3級シーケンス制御作業」の学科試験は免除になりますか。**

A 1 3級の学科試験が免除になります。(実技試験も同様です。)

**Q 2 令和5年度から「放電加工職種」が「非接触除去加工職種」に名称変更されましたが、令和4年度までに放電加工職種の各作業に合格(総合合格、実技試験合格、学科試験合格)している場合の取扱いはどのようになりますか。**

A 2 新たにレーザー加工作業が追加され、併せて職種名が変更されただけですので、「放電加工職種」内の各作業が総合合格(実技試験、学科試験とも合格)の場合は、「非接触除去加工職種」内の各作業で同じ等級または下位等級の学科試験免除や上位等級を受検する際に必要な実務経験年数の短縮になります。

また、実技試験のみ合格や学科試験のみ合格の片方合格の場合は、その合格した作業と同じ作業の実技試験または学科試験が免除になります。

例1) 放電加工職種ワイヤ放電加工作業の1級総合合格の場合は、非接触除去加工職種レーザー加工作業や数値制御形彫り放電加工作業等の1級の学科試験が免除になります。

例2) 放電加工職種ワイヤ放電加工作業の1級実技のみ合格の場合は、非接触除去加工職種ワイヤ放電加工作業の1級実技試験が免除になります。

**Q 3 実務経験年数が7年以上あるので1級を受検したいのですが、同じ職種の下位等級(2級)に合格しています。この場合、その合格証書の写しを添付する必要がありますか。**

A 3 この場合については、直接1級を受検する実務経験年数がありますので、写しを添付する必要はありません。ただし、申請書の合格状況の欄には、同じ職種の下位等級の合格状況を記入してください。なお、下位等級合格後、短縮された実務経験年数を満たして受検する方は、必ず写しの添付が必要となります。

**Q 4 例えば1級数値制御フライス盤作業の学科試験にのみ合格している場合、同じ等級の数値制御旋盤作業を受検する際、学科試験は免除になりますか。**

A 4 この例では免除になりませんが、同じ職種のひとつの選択作業で技能検定に合格している場合は、同じ等級で別の選択作業の学科試験は免除になります。例えば、1級数値制御フライス盤作業が技能検定合格であれば、1級数値制御旋盤作業を受検する際、申請書への免除資格の記入と合格証書の写しを添付すれば学科試験は免除になります。(12ページを参照)

なお、学科試験の試験科目が共通である場合等は、ひとつの選択作業の学科試験に合格していれば別の選択作業の学科試験が免除になります。詳しくは当協会にお問い合わせください。(14ページ別表2を参照)

**Q 5 同時に複数の作業を受検することは可能ですか。**

A 5 試験日が重複しない等、可能な場合もありますが、必ず試験日の情報を事前に当協会へ照会してください。

**Q 6 実技試験には製作等作業試験、判断等試験や計画立案等作業試験の3種類があるようですが、全部を受けなくてはならないのですか。**

A 6 全部ではありません。実技試験は、選択作業によって構成が異なります。

あなたが受検したい選択作業の試験構成がどうなっているか、実技試験の概要(中央職業能力開発協会のホームページで公開)やこの受検案内(6~9ページを参照)で確認してください。

なお、実技試験の計画立案等作業試験と学科試験(全てマークシート方式)は全く異なる試験ですのでご注意ください。